

# SEC、サステナビリティ及び気候関連開示に関する 国際基準に整合した報告基準及びガイドラインを採択

2026年3月

One Asia Lawyers Philippines Team  
日本法弁護士 難波 泰明  
フィリピン弁護士 Razel Ann P. Esteban

## 1. 概要

2025年12月22日、証券取引委員会（SEC）は、2025年シリーズ第16号通達を発出し、フィリピン財務報告基準（PFRS）S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する一般要件」及び PFRS S2「気候関連開示」を採択しました。これらは、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表した国際財務報告基準（IFRS）S1 及び S2 に対応するものです。

SEC は併せて、上場会社及び大規模非上場会社（大規模非上場会社）向けのサステナビリティ報告ガイドラインを公布し、PFRS 導入に向けたロードマップも決めました。

本ガイドラインは、持続可能な事業慣行を促進し、企業開示を国際基準に整合させることで、環境・社会・ガバナンス（ESG）を重視する投資家の誘致を目的としています。これに伴い、従来の SEC 通達第4号（2019年シリーズ）は廃止されました。



## 2. 対象会社

従来は上場会社のみがサステナビリティ報告書の提出義務を負っていましたが、本ガイドラインにより、大規模非上場会社にも提出義務が課されることとなりました。

以下の要件を満たす大規模非上場会社は、上場会社と同様に年次報告書と併せてサステナビリティ報告書を提出する必要があります（証券規制法第17.2条、本ガイドライン第1.1条）。

- 総資産 5,000 万ペソ以上
- 100 株以上保有する株主 200 名以上

これに該当しない大規模非上場会社は、監査済財務諸表と併せて提出します。いずれの場合も、報告書は取締役会の審査及び承認を受ける必要があります。

## 3. 報告基準の統一

従来は GRI、IIRC、SASB、TCFD の 4 つの国際基準に基づいていましたが、本ガイドラインにより PFRS S1 及び S2 が正式に採用されました。

他の国際基準に整合する追加開示も可能ですが、重要情報を不明瞭にせず、PFRS S1 及び S2 と矛盾しないことが条件とされています。

## 4. 移行及び実施スケジュール

2026 年度以降、以下の Tier に分けて段階的に PFRS S1 及び S2 の導入が開始されます。それまでの間、上場企業は、旧ガイドラインに従った報告を継続する必要があります。一度下記要件に該当した企業は、以降、条件を満たさなくなった場合でも報告を継続する必要があります。

Tier	基準適用年度	報告年度	要件
Tier 1	2026年	2027年	時価総額 500 億ペソ超（2025 年末時点）の上場会社
Tier 2	2027年	2028年	時価総額 30 億～500 億ペソ（2025 年末時点）の上場会社
Tier 3	2028年	2029年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時価総額 30 億ペソ以下（2025 年末時点）の上場会社</li> <li>・フィリピン債券取引所（PDEX）のみに上場している上場会社</li> <li>・年間売上 150 億ペソ超（直前会計年度）の大規模非上場会社</li> </ul>

## 5. 外部保証の義務化

旧ガイドラインでは外部の第三者保証を取得することは求められていませんでしたが、本ガイドラインでは、Scope1 及び Scope2 の温室効果ガス排出量について、PFRS S1 及び S2 の導入から 2 年後以降、公認会計士等の独立した専門家から、限定的保証を取得する必要があります。

Tier	外部保証導入年度
Tier 1	2028年
Tier 2	2029年
Tier 3	2030年

将来的には合理的保証へ移行することが予定されています。外部保証は ISSA5000 に準拠する必要があり、今後、ガイドラインが公表される予定です。

## 6. 移行措置

旧ガイドラインでは、いわゆる「comply or explain」アプローチが採用されており、上場企業は同通達の施行後最初の 3 年間について、サステナビリティ報告書を年次報告書に添付する義務を負うものの、まだデータが入手できない項目についてはその理由を説明することが認められていました。

本ガイドラインでは、基準に基づく以下の経過措置について、限定的な延長が認められています。なお、特定の開示要件に関しては、「報告日時点において過度の費用又は労力をかけることなく当該企業が入手可能な、合理的かつ裏付け可能な情報」を用いることが可能です。

経過措置	適用期間
気候関連のリスク及び機会に関する情報のみの開示	Tier1 及び Tier2: 1 年間 Tier3: 2 年間
財務諸表公表から下記の一定期間遅れたサステナビリティ報告書の提出 a) 第 2 四半期又は半期（Q2）の中間財務諸表と同時提出 b) 中間財務諸表を発行しない場合、報告期間終了後 9 か月以内の提出	全 Tier: 1 年間
比較情報の非開示	全 Tier: 1 年間
GHG 排出量の算定について、GHG プロトコル「企業向け会計及び報告基準（2004 年）」以外の方法を使用すること	全 Tier: 1 年間
Scope3 の GHG 排出量の非開示	全 Tier: 2 年間

## 7. 免除規定

以下を全て満たす大規模非上場会社は免除可能です。

- (1) 親会社が適切なサステナビリティ報告を実施していること
- (2) 子会社の情報が親会社報告書に含まれていること
- (3) 免除証明書を財務諸表に添付すること

## 8. 罰則

未提出又は不遵守の場合、罰則が科されます。

違反回数	内容
初回	警告
2回目	30,000ペソ+1日 500ペソ
3回目	60,000ペソ+1日 1,000ペソ

新基準導入により違反カウントはリセットされます。

## 9. 企業が取るべき対応

フィリピンにおける上場会社又は大規模非上場会社に該当する外国企業は、PFRS S1 及び S2 への対応が必要です。特に Tier1 企業は 2026 年から適用され、2027 年に報告義務があるため、早急に開示体制を整備する必要があります。また、導入から 2 年以内に温室効果ガス排出量について、監査対応ができるよう準備する必要があります。

### ◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> 又は [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>



### 難波 泰明

弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士  
フィリピン担当  
アジア ESG/SDGs プラクティスグループ リーダー

大阪市内の法律事務所での約7年間の勤務を経て独立し、法律事務所の経営に携わり、国内企業の人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理建築紛争、マンション管理、一般民事事件、刑事事件のほか、大阪市債権管理回収アドバイザーなどの自治体実務を取り扱う。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞。

	<p>2021年9月、弁護士法人One Asiaに参画。フィリピンチームを担当し、2023年からフィリピンに駐在。フィリピン進出に関する法令調査、人事労務、各種コンプライアンス、M&amp;A、債権回収、撤退支援、ESG関連など、幅広くアドバイスを提供している。</p> <p>APAC Insider Best Labor Dispute Lawyer 2024 受賞  <a href="mailto:yasuaki.nanba@oneasia.legal">yasuaki.nanba@oneasia.legal</a></p>
	<p><b>Razel Ann P. Esteban</b>  <b>One Asia Lawyers Philippines team</b></p> <p>Razel は、2021年にフィリピン大学法学部を学部長表彰学生として卒業し、2022年フィリピン司法試験の模範合格者となった。</p> <p>その後2022年から2025年まで ACCRALAW 法律事務所の知的財産部門でジュニアアソシエイトとして勤務し、フィリピン国内外のクライアント向けに知的財産出願、訴訟、助言を含む様々な知的財産業務を担当。また、ライセンス契約、技術移転契約、データ共有契約、データ処理契約の審査を通じ、フィリピンの知的財産法およびデータプライバシー法規制への準拠を確保する経験を有する。</p> <p>Razel は2025年に大阪で外国人弁護士として短期間勤務し、国際クライアントの日本商標ポートフォリオに関する窓口業務を担当するとともに、日本における知的財産出願及び権利行使に関する助言を提供した。</p> <p><a href="mailto:razel.esteban@oneasia.legal">razel.esteban@oneasia.legal</a></p>